

愛知県における 化学物質の現状と取組について

愛知県環境部環境活動推進課

1

愛知県における化学物質の現状と取組について

本日の内容

1 愛知県における化学物質の排出量等の状況

- ・化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）の概要
- ・本県における化学物質の排出量等の経年変化と平成23年度の状況

2 愛知県の取組

- ・県民の生活環境の保全等に関する条例
- ・環境中の化学物質の調査

3 化学物質に関する最近の話題

- ・水質汚濁防止法施行令等の改正に伴う1,4-ジオキサンの化管法に基づくPRTR届出について

2

「化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」の概要 (その1)

【化管法制定の目的】

- ①化学物質による**環境の汚染の未然防止**に関する国民の関心が急速に高まっている。
- ②このため、有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明の程度に係わらず、**事業者による管理活動を改善・強化し環境の保全**を図るための、新たな枠組みの整備を図る。

【化管法の概要】

1. 目的(第1条)

化学物質に関する科学的知見等を踏まえ、**特定の化学物質の環境への排出量等の把握等**を講ずることにより、**事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進**

「化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」の概要 (その2)

2. 対象化学物質(第2条第2～3項)

人の健康、動植物の生息等に支障を及ぼすおそれがあるなどの化学物質で、相当広範な地域の環境において継続して存すると

- ①認められる化学物質 **第一種指定化学物質(462物質)**
- ②見込まれる化学物質 **第二種指定化学物質(100物質)**

※第一種指定化学物質は、平成22年度よりこれまでの**354物質から462物質に増加**した

3. PRTR制度(第5条～13条)

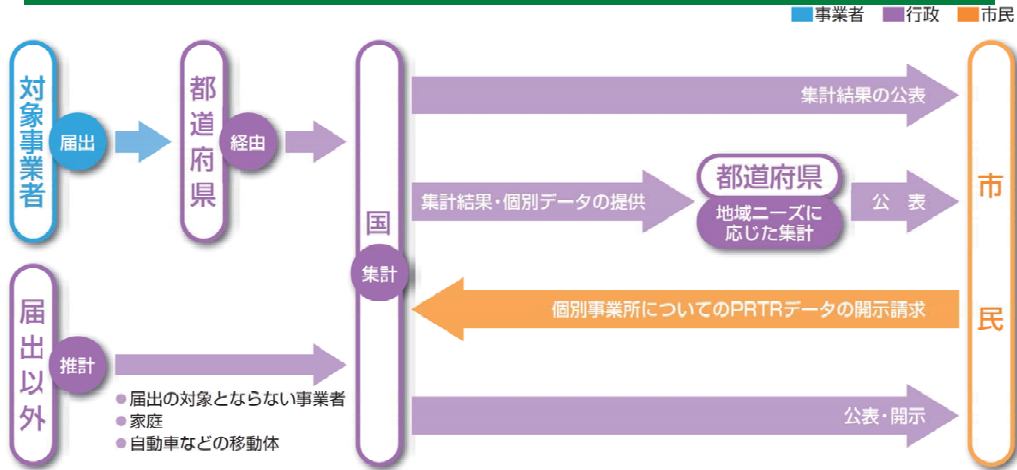
- ①事業者が、**第一種指定化学物質の排出量等**を都道府県を通じて国に**届出**
- ②国は、その届出データを集計結果等を公表する。

4. (M)SDS制度(第14条)

第一種、第二種指定化学物質を含有する製品を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報((M)SDS)の提供を義務付け

1 愛知県における化学物質の排出量等の状況 「化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」の概要 (その3)

PRTR制度(化学物質排出・移動量届出制度) Pollutant Release and Transfer Register



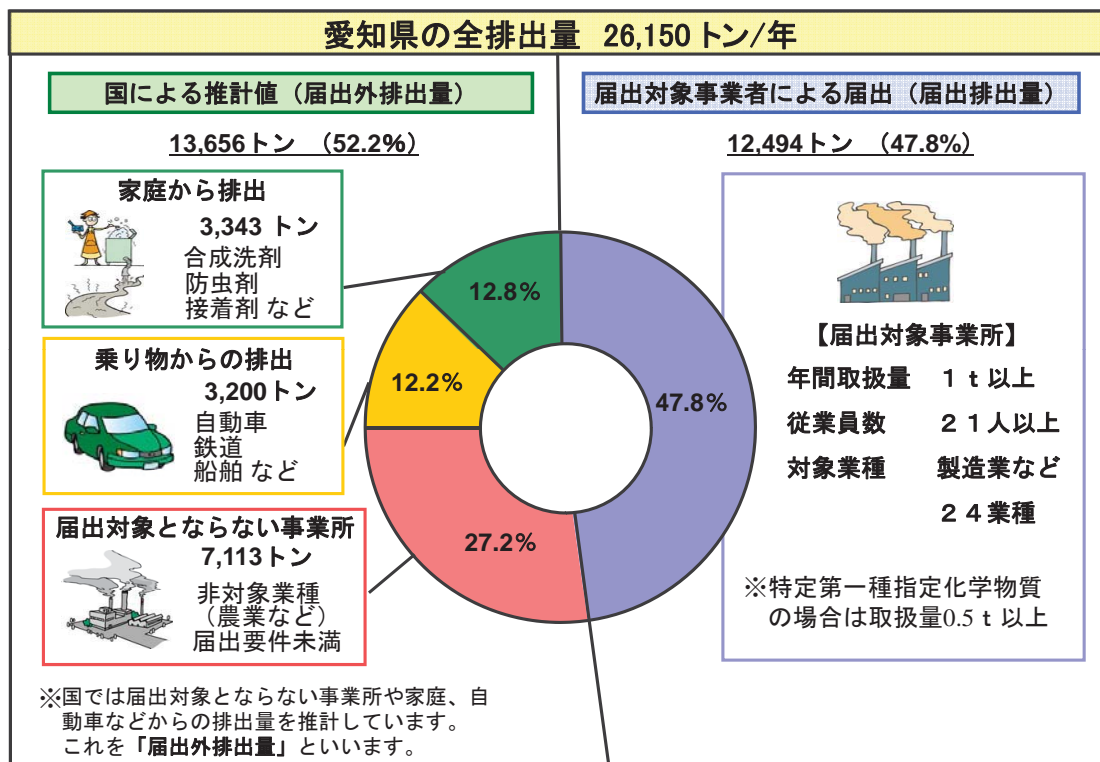
化学物質の情報を事業者、行政、市民が共有し、**社会全体で化学物質対策を進める**ことが期待される。

1 愛知県における化学物質の排出量等の状況 「化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」の概要 (その4)



国は、事業者から届出された環境への排出量などのデータを取りまとめ、**集計結果を公表する**。また、市民は、集計結果だけではなく、個別の事業所の**排出量等を具体的に知ることができる**。

1 愛知県における化学物質の排出量等の状況 平成23年度における化学物質の排出源の内訳



注) 化管法の政令改正後に対象物質に指定されている462物質について集計したもの。

1 愛知県における化学物質の排出量等の状況 平成23年度における他都道府県との比較

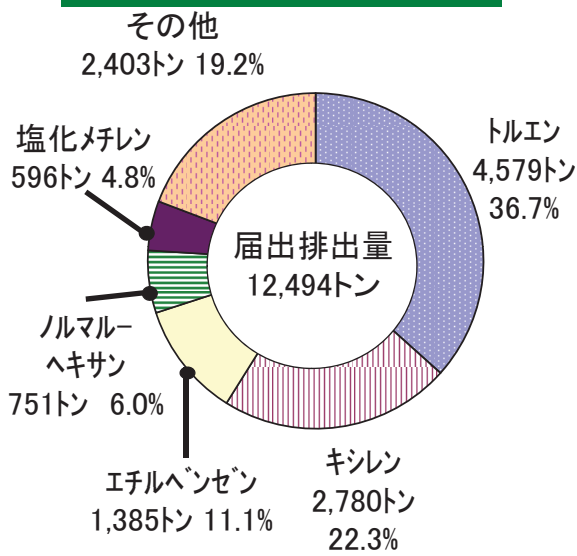
(単位:トン/年)

順位	届出排出量		届出外排出量		全排出量		届出移動量	
1	愛知県	12,494	東京都	17,911	愛知県	26,150	愛知県	22,833
2	広島県	10,286	愛知県	13,656	東京都	20,040	千葉県	15,316
3	静岡県	9,274	北海道	12,711	埼玉県	18,771	兵庫県	15,044
4	埼玉県	8,459	大阪府	11,850	神奈川	18,035	福岡県	14,902
5	兵庫県	8,416	千葉県	10,845	千葉県	17,674	大阪府	11,640
-	全国合計	173,843	全国合計	254,706	全国合計	428,549	全国合計	225,027

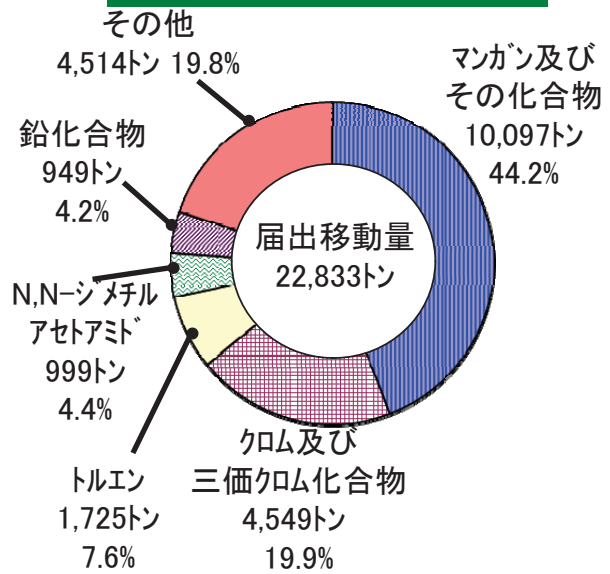
注) 化管法の政令改正後に対象物質に指定されている462物質について集計したもの。

1 愛知県における化学物質の排出量等の状況 平成23年度における届出排出量と届出移動量について

届出排出量上位5物質

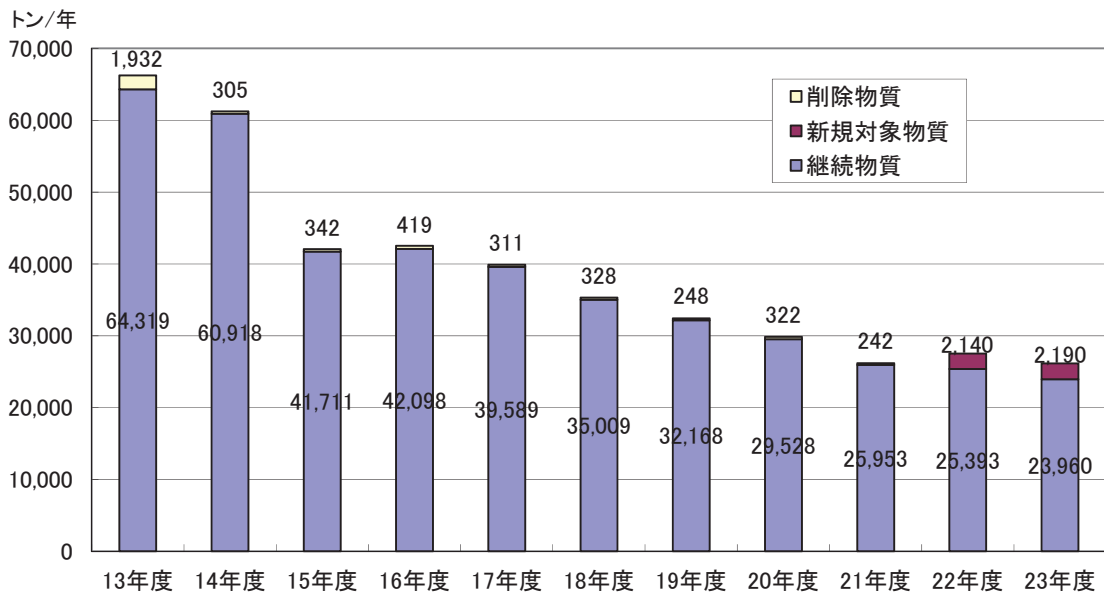


届出移動量上位5物質



注) 化管法の政令改正後に対象物質に指定されている462物質について集計したもの。

1 愛知県における化学物質の排出量等の状況 本県における化学物質の全排出量の経年変化



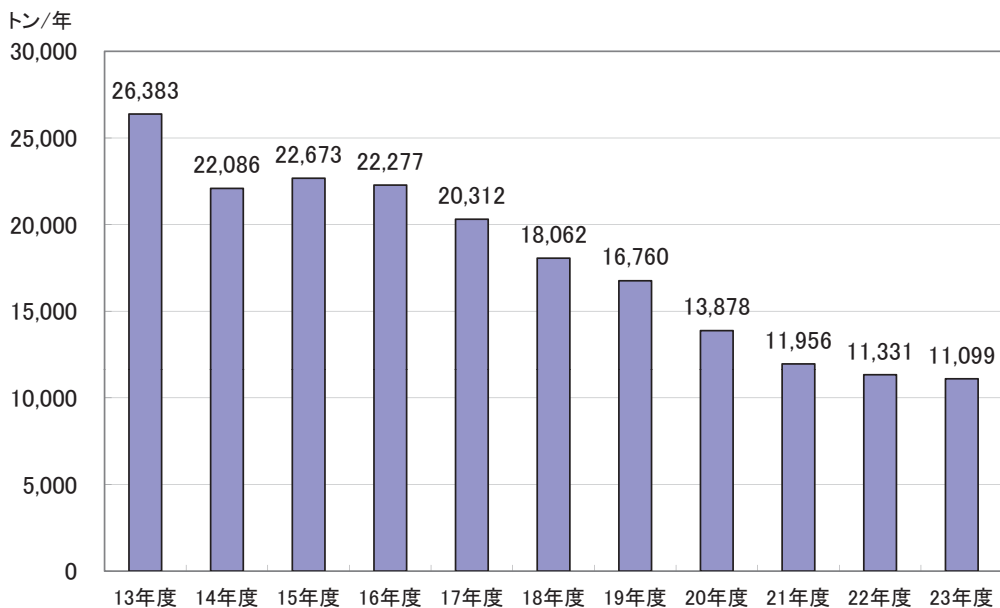
「全排出量」: 大気、公共用水等の環境中に排出された化管法の対象物質の総量
(届出排出量と届出外排出量の和)

「継続物質」: 施行令改正の前後で継続して対象物質に指定されている物質(276物質)

「新規対象物質」: 施行令改正により対象物質に追加された物質(186物質)

「削減物質」: 化管法施行令改正により対象物質から外れた物質(73物質)

届出排出量の経年変化

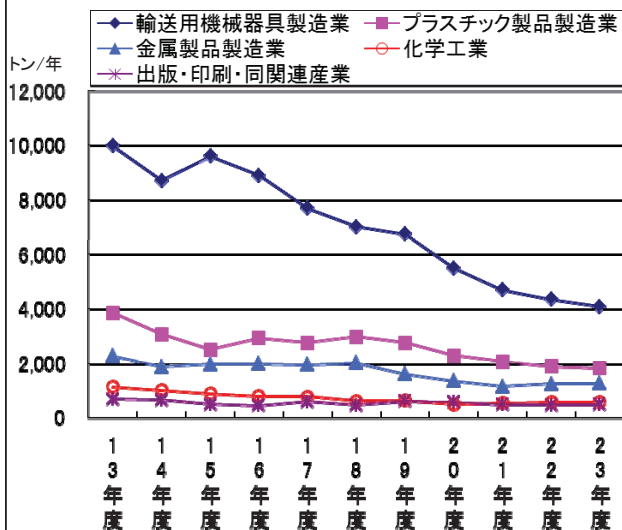


注) 化管法の政令改正の前後で継続して対象物質に指定されている276物質について集計したもの。

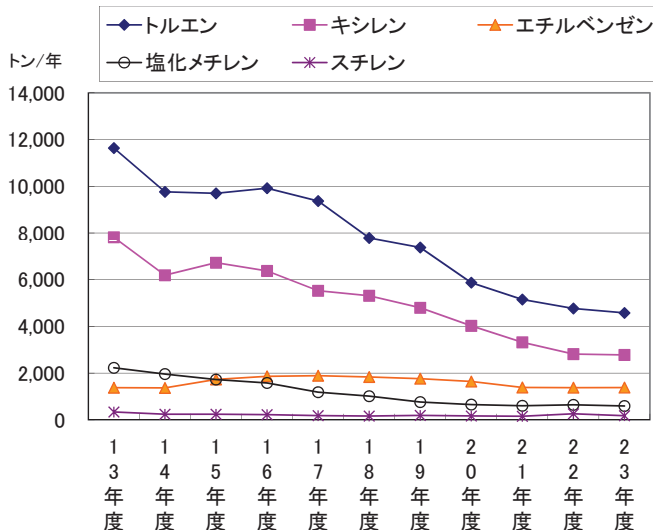
前年度と比較して**232トン(2.0%)**減少しました。
集計を開始した平成13年度対比で**15,284トン(57.9%)**減少しました。

届出排出量が多い業種と物質の経年変化

届出排出量上位5業種

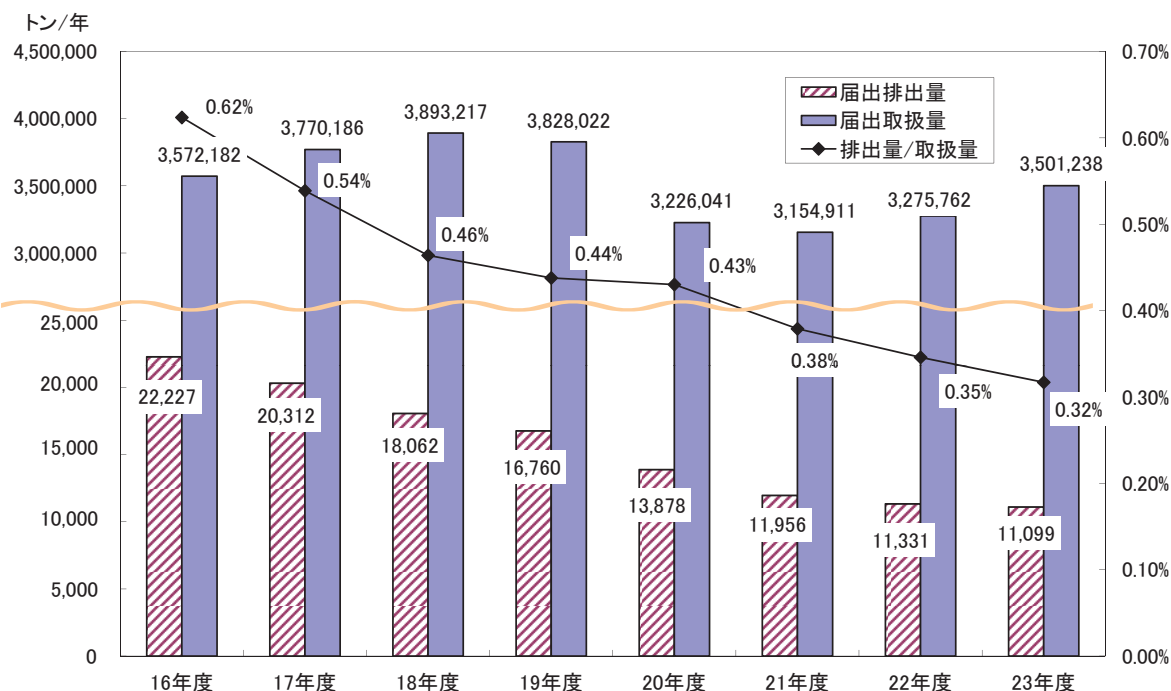


届出排出量上位5物質



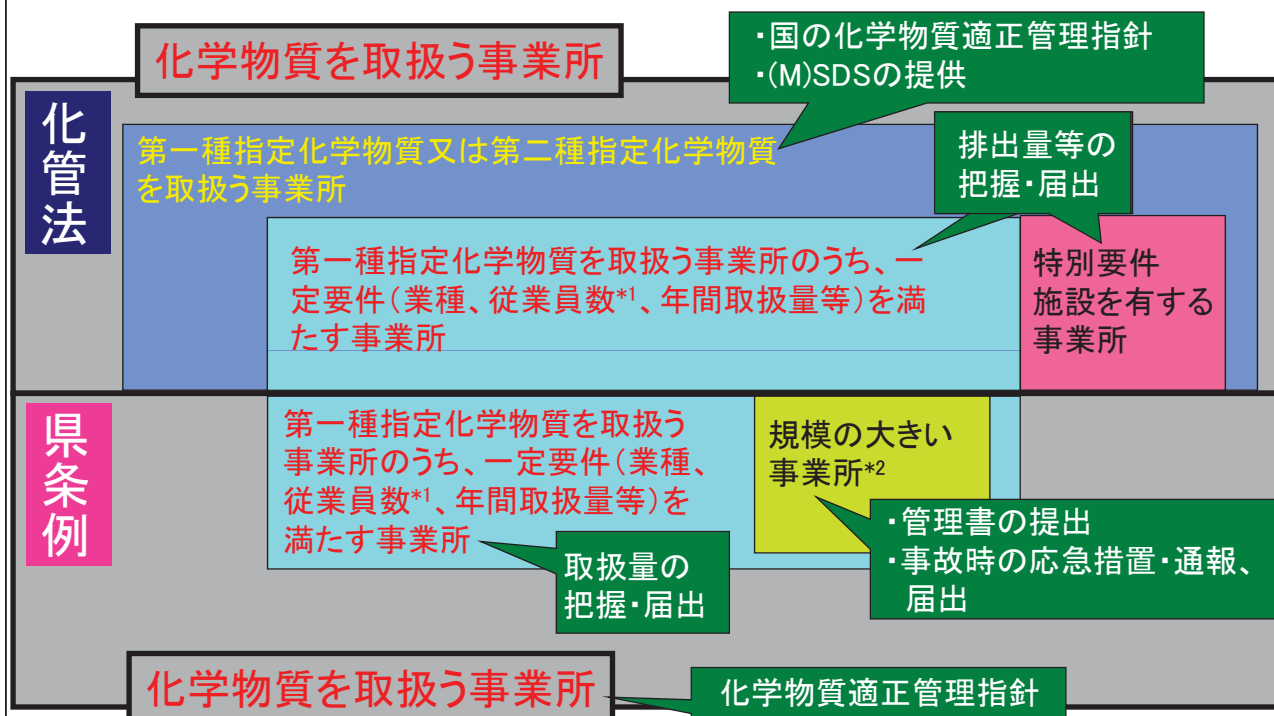
注) 化管法の政令改正の前後で継続して対象物質に指定されている276物質について集計したもの。

化学物質の取扱量と排出量の経年変化



注) 化管法の政令改正の前後で継続して対象物質に指定されている276物質について集計したもの。

県民の生活環境の保全等に関する条例(その1)



*1 事業者全体として常時使用される従業員数が21人以上

*2 事業所として常時使用される従業員数が21人以上

県民の生活環境の保全等に関する条例(その2)

○化学物質適正管理指針(第67条)

知事は、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に関する指針を定める。化学物質を取扱う者は、化学物質適正管理指針に留意して化学物質の適正管理に努める。

○特定化学物質の取扱量の把握及び届出(第68条)

PRTR届出事業者(特定化学物質等取扱事業者)は、特定化学物質(第一種指定化学物質に同じ。)の**取扱量を把握し、知事へ届出**(特定要件施設を除く。)

○特定化学物質等管理書の作成及び提出(第69条)

PRTR届出事業者のうち、1事業所において従業員数が21人以上の事業者(特定事業者)は、特定化学物質等を適正に管理するために講ずる措置を記載した**管理書を作成し、知事へ提出**

○事故時の措置(第70条)

特定事業者は、事故が発生し、特定化学物質が大気・公共用水域へ排出、又は地下浸透によって、人の健康・生活環境に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合には、①直ちに**応急措置を講じ**、②**事故の状況を知事に通報**するとともに、③速やかに**応急措置の概要等について知事へ届出**
また、知事は、応急措置を講ずるよう命令するほか、再発防止措置を講ずるよう勧告できる。

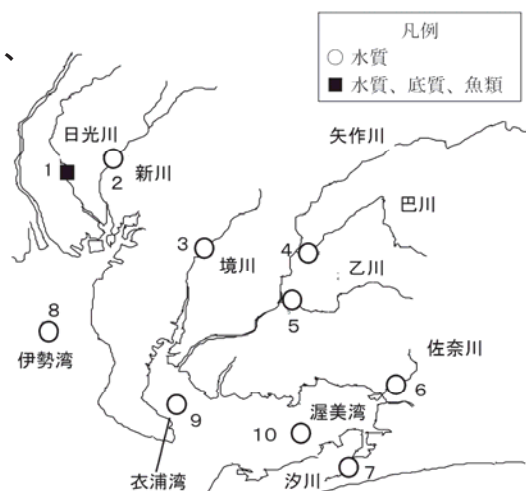
環境中の化学物質の調査

○内分泌かく乱化学物質等の環境調査

内分泌かく乱作用を有することが推察された化学物質や、そのおそれがある化学物質について、県内の主要な河川や海域で環境調査を実施

平成25年度調査対象物質

No.	物質名	用途
1	4-tert-オクチルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
2	ノニルフェノール	界面活性剤の原料、分解生成物
3	ビスフェノールA	樹脂の原料
4	フェントロチオン	農薬(殺虫剤)
5	ダイアジノン	農薬(殺虫剤)
6	ジクロロポス	農薬(殺虫剤)
7	シアナジン	農薬(除草剤)
8	1-ナフトール	染料の原料
9	フェノバルビタール	医薬品
10	ジクロロプロモタン	浄水場での塩素処理剤



○ダイオキシン類の環境調査

大気、水質、土壌等について監視を実施

○環境省の全国調査の受託

県内の環境実態調査や新規分析法の開発

水質汚濁防止法施行令等の改正に伴う1,4-ジオキサンの化管法に基づくPRTR届出について

<背景>

- 平成24年5月25日に施行された水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、**1,4-ジオキサンが「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)」に追加された。**
- また、**下水道法上の水質検査対象に1,4-ジオキサンが追加され、同様に水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならないこととなった。**

<化管法の届出の変更について>

1,4-ジオキサンは化管法の第一種指定化学物質に指定されており、この改正等により、**化管法に基づくPRTR届出について次のとおり変更される。**

① 下水道終末処理施設

下水道法に基づき、少なくとも毎月2回放流水の水質検査を行うこととなっていることから、**水質検査の結果を用いてPRTR届出を行う必要がある。**

② 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設

水質汚濁防止法に基づき、1年に1回以上排出水の測定を行うこととなっていることから、**この結果を用いてPRTR届出を行う必要がある(把握年度に注意)。**

化学物質関係サイト(その1)

▽PRTR(化管法)

<愛知県> 化学物質とPRTR

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoprtr/index.html>

<名古屋市> なごやの化学物質情報

<http://www.city.nagoya.jp/jigyouno/category/38-3-8-3-0-0-0-0-0-0.html>

<環境省> PRTRインフォメーション広場

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

<独立行政法人製品評価技術基盤機構> PRTRマップ

<http://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do>

▽県生活環境保全条例

<愛知県> 県民の生活環境の保全等に関する条例のあらまし

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/kansei-ka/hourei/jyorei-1/shin/shin2.html>

▽化学物質情報

<環境省> 対象化学物質情報

http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/target_chemi.html

<環境省> PRTR法指定化学物質データ検索

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/db/db.php3>

<環境省> 化学物質ファクトシート

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

<独立行政法人製品評価技術基盤機構> 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

化学物質関係サイト(その2)

▽事例

<環境省> PRTR対象化学物質の排出削減に向けた取組事例集

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/jireisyu/jireisyu.html>

<愛知県> 化学物質の適正管理事例集

http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/tekisei_jirei/index.html

▽リスクコミュニケーション

<環境省> 化学物質に関するリスクコミュニケーション —環境省における取組—

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/9.html>

<環境省> 化学物質アドバイザー

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

<経済産業省> リスクコミュニケーション

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/risk-com/r_index2.htm

<独立行政法人製品評価技術基盤機構> 化学物質のリスクコミュニケーション

<http://www.safe.nite.go.jp/management/>

<愛知県> リスクコミュニケーションの実施事例

http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/01jigyousya/risk_com/risk_jirei.html

問合せ先

問合せ先	所管市町村	住所	電話番号
名古屋市 環境局地域環境対策部 地域環境対策課	名古屋市	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1	052-961-1111
豊橋市 環境部環境保全課	豊橋市	〒440-8501 豊橋市今橋町1	0532-51-2111
岡崎市 環境部環境保全課	岡崎市	〒444-8601 岡崎市十王町2-9	0564-23-6000
豊田市 環境部環境保全課	豊田市	〒471-8501 豊田市西町3-60	0565-31-1212
東三河総局 県民環境部 環境保全課	豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-54-5111
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	〒441-1365 新城市字石名号20-1	0536-23-2111
愛知県尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、 岩倉市、豊明市、日進市、清須市、 北名古屋市、東郷町、長久手町、 豊山町、大口町、扶桑町	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7211
愛知県尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町1-14	0567-24-2111
愛知県尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111
愛知県西三河県民事務所 環境保全課	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、 知立市、高浜市、幸田町	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	0564-23-1211
愛知県西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494
愛知県環境部 環境活動推進課	—	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6212